『2010 年版 司法試験 完全整理択一六法 民法』 お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
350	《注釈》 二 5	は, 供託時ではな く,紛争の解決など によっ確定を 存在が確定す免責 が 大きで が 大きで が 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで たら が たっ で たっ で たっ で たっ で たっ で たっ で たっ で たっ	供託物取戻請求権 は、供託の解決で は、紛争の債権で決なの によが確定を を で を で で で で で で で で で で で で で で で で	2010.7.14
179	23 行目	I 68 事件	I 81 事件	2010.5.1
514	1 行目	自己のため	事故のため	2010.5.1
328	1 行目	ることができた事	「譲渡人に対抗す ることができた事 由」(<u>I</u>)	
560	上から 10 行目 798 条 表題	未成年を養子とす る縁組	未成年 <mark>者</mark> を養子と する縁組	2009.11.29
29		項1号~8号所掲事 項)を除き	一部例外(153 条 1 項 1 号 <mark>及び 8</mark> 号所掲 事項)を除き	2009.11.29
167	下から3行 目	区分所有権の目的 は	区分地上権の目的 は	2010.1.11
5	上から 24 行目	(大判昭 7.10.6・百 選 I3 事件)	削除	2010.2.3

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
判例索引	最判昭 41.4.26 と 最判昭 41.7.14 と の間	_	最判昭 41.4.27442	2010.2.21